

一般社団法人国際コーチ連盟日本支部 事務局組織運営規則

事務局組織運営規則

(総 則)

第1条 この規則は、定款第60条第3項の定めに基づき、非営利型一般社団法人国際コーチ連盟日本支部(以下「当団体」という)の事務局組織及び運営に関する事項について定める。

(事務局組織)

第2条 当団体の事務を処理するため、事務局を設置する。また事業遂行に当り必要な場合は、事務局内に事業部を置くことができる。

(事務局の所掌事務)

第3条 事務局は、主として次の事務を所掌する。

- (1) 会員の動静把握、連絡に関する事。
- (2) 会員の入会、退会、会費の徴収等に関する事。
- (3) 総会、理事会の庶務に関する事。
- (4) 定款、諸規則並びに諸規程の制定及び改正に関する事。
- (5) 登記、税務、諸出願及び諸届等に関する事。
- (6) 公印の管理、保全に関する事。
- (7) 書類の授受、発送及び保管に関する事。
- (8) 会誌、図書類、参考資料の編集と発刊に関する事。
- (9) 広報、広告等に関する事。
- (10) 予算及び決算に関する事。
- (11) 収入及び支出に関する事。
- (12) 現金、預貯金、有価証券等の出納及び保管に関する事。
- (13) 財産の管理に関する事。
- (14) 事務の総合調整、連絡に関する事。
- (15) 外注先、委託先の管理に関する事。
- (16) 前各号に掲げるもののほか、本会の事業遂行のために必要な付帯事務。

(事業部の所掌事務)

第4条 事業遂行に当り事務局内に事業部を設置した場合の事業部の所掌事務は、主として次の通りとする。

- (1) 定款第4条に定める事業としての企画、立案に関する事。
- (2) 決定された事業の推進に関する事。
- (3) 理事会、総会等の運営に関する事。
- (4) 内外関係団体との連携に関する事。
- (5) 事業に係わる関係法規、教育機関、関係業界などの調査研究に関する事。
- (6) 事業の推進及び啓蒙のための参考資料及び情報資料等の発刊に関する事。
- (7) その他事業に関する規則、規程に基づく必要な付帯事務に関する事。

(事務局職制)

第5条 定款第60条各項に基づき、事務局には代表理事が任免する事務局長及び所要の職員を置く。

2、必要に応じて事業部を設置した場合は、副事務局長及び事務職員を配置する。

第6条 事務局長は、代表理事の旨を受け副理事長・理事を補佐し、事務局の所掌事務並びに事務局職員の服務及び就業をつかさどる。

2、副事務局長は、代表理事の旨を受け副理事長・理事を補佐し、事務局の事務を所掌する。

3、事務局長と副事務局長は、事務の総合調整に協力して対処し、不測の事故が生じたときはお互いにその職務を代行する。

(予算)

第7条 事務局が業務遂行に必要な予算については、定時総会における予算案の承認を持って決定される。

2、予算案に定められた金額内であれば、理事会の承認を経ずに事務局長の権限で決裁できるものとする。

3、想定外の事態や予定されていない支出が発生し、予算案に定められた金額を超過する場合には、事前に理事会に諮り、別途、案件別に承認を受けるものとする。

(嘱託等)

第8条 業務遂行上必要がある場合は、当団体事務局に代表理事が委嘱する嘱託または臨時の職員を置くことができる。

附 則

この規則は、平成27年9月3日から適用する。

2、この規則は、理事会の議決を得なければ改正することができない。